

平成 25 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（金融庁）

制 度 名		死亡保険金の相続税非課税限度額の引上げ	
税 目		相続税	
要望の内容		死亡保険金の相続税非課税限度額について、現行限度額に「配偶者分 500 万円＋未成年の被扶養法定相続人数×500 万円」を加算すること。	
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	▲4,796 百万円 （－ 百万円）
新設・拡充又は延長を必要とする理由		(1) 政策目的 国民一人ひとりが自助努力により準備している死亡保障に対し、税制上の支援について具体的な措置を講じることにより、国民生活の安心と安定を図る。 (2) 施策の必要性 死亡保険金が遺族の生活資金等としての役割を果たしている現状に鑑みれば、とりわけ、世帯主を亡くした母と未成年の子からなる世帯において、相続税納付後の生活資金を確保していくことが必要である。また、一人親を亡くした未成年の子等への配慮も不可欠であり、本施策は必要である。	
今回の要望に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅱ－１ 利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備
		政策の達成目標	世帯主等の不慮の死亡に際し、遺族の生活資金の保障を一層高めることにより、国民生活の安定に資すること。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とする。
		同上の期間中の達成目標	（政策の達成目標と同じ）
		政策目標の達成状況	措置されていないため該当せず。
	有効性	要望の措置の適用見込み	約 20.3 万人（平成 22 年の相続発生による、配偶者・未成年の子の数の推計）
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	世帯主等の不慮の死亡に際し、遺族の生活資金の保障を一層高めることにより、国民生活の安定に資することとなる見込み。

	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし												
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし												
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし												
		要望の措置の妥当性	死亡保険金の平均的な加入金額としては、30 歳代から 40 歳代の世帯主の場合、3,000 万円弱（注 1）となっており、この金額は保険契約者（被相続人）の考える最低限必要な遺族の生活資金と見なすことができる。 社会的支援を要する標準的な母と未成年の子からなる遺族世帯においては、家計収支の現状（注 2）から、通常の勤労者世帯より家計が苦しい実態が窺え、これに、我が国における相続財産の実態として相続財産の 5 割以上が土地・家屋等の換金性の低い資産で占められている状況を踏まえれば、こうした母子・遺族世帯に対して、相続税納付後の遺族の生活資金を確保していく観点から現行の非課税限度額に加算していく措置が必要になるものと考えられる。 本要望は、こうした趣旨を実質的に担保しようとするものであり、妥当な措置と考える。 （注 1）「平成 21 年度 生命保険に関する全国実態調査」（生命保険文化センター） （注 2）「平成 23 年 家計調査年報」（総務省統計局）に基づく。「母子世帯」は、二人以上の勤労者世帯の「母親と 20 歳未満の子供のみの世帯」の実収入と実支出より算出（いずれも 1 カ月）。なお、遺族年金（平均月額）は約 8.5 万円（「平成 22 年度 年金制度基礎調査（遺族年金受給者実態調査）（厚労省）」） <table><tr><td></td><td>実収入（①）</td><td>実支出（②）</td><td>収支（①－②）</td></tr><tr><td>母子世帯</td><td>241,658 円</td><td>240,939 円</td><td>719 円</td></tr><tr><td>勤労者世帯</td><td>510,117 円</td><td>398,442 円</td><td>111,675 円</td></tr></table>				実収入（①）	実支出（②）	収支（①－②）	母子世帯	241,658 円	240,939 円	719 円	勤労者世帯	510,117 円
	実収入（①）	実支出（②）	収支（①－②）												
母子世帯	241,658 円	240,939 円	719 円												
勤労者世帯	510,117 円	398,442 円	111,675 円												
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関する事項	租税特別措置の適用実績	生命保険金等の取得財産価額がある被相続人に係る非課税措置の適用による減税額（推計） ・平成 20 年 20,396 百万円 ・平成 21 年 20,102 百万円 ・平成 22 年 20,762 百万円 ※非課税措置は法定相続人数×500 万円の前提で計算。 国税庁統計年報の相続税課税実績に基づき、生命保険金等の取得財産価額がある被相続人のみを対象として推計したため、当該非課税措置を適用することで取得財産価額に生命保険金等が含まれなくなった者は除く。													

租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	生命保険については、遺族の生活資金をまかなう手段と考える人が約5割（注1）いる中、以下のとおり、遺族が被相続人の死後に直面する経済的負担に備えるために活用されている実態がある。 ①死亡保険金の非課税措置を適用している相続人の取得財産に占める死亡保険金等の割合は約6.5%であるが、現預金および退職手当金等の合計額（約47百万円）と、相続税額および債務等の合計額（約46百万円）がほぼ同水準であること（注2）から、死亡保険金が遺族の生活資金等としての役割を果たしている。 ②被相続人のうち、生命保険金等の取得財産価額がある被相続人が2割強いるが（注3）、これらは非課税枠を超えた加入金額であることから、税制上の観点からというよりも、主として生活資金等の確保を目的として加入したものであると考えられる。なお、こうした点は、加入目的等に関する調査結果において、「万一のときの家族の生活保障のため」は53.8%である一方で、「相続および相続税の支払いを考えて」は0.9%に過ぎない状況からも実証される（注4）。 こうした活用実態を踏まえれば、死亡保険金の一部に非課税措置が維持されることを通じて、少なくとも相続税法が想定している遺族にとって必要最低限の生活資金の額（法定相続人1人当たり500万円等）は確保されることとなり、国民生活の安心と安定を図るという初期の目的を達成される。 （注1）「平成22年度 生活保障に関する調査」（生命保険文化センター） （注2）死亡保険金の非課税措置を適用している相続人に係る取得財産の内訳 <table><tr><th rowspan="2"></th><th rowspan="2">相続財産全体</th><th colspan="6">内訳</th><th rowspan="2">債務等</th><th rowspan="2">相続税額</th></tr><tr><th>現預金等</th><th>死亡保険金等</th><th>退職手当金等</th><th>有価証券</th><th>土地等</th><th>その他</th></tr><tr><td>価額(千円)</td><td>212,111</td><td>41,560</td><td>13,747</td><td>5,248</td><td>19,661</td><td>7,301</td><td>34,594</td><td>25,299</td><td>20,667</td></tr><tr><td>割合(%)</td><td>100.0</td><td>19.6</td><td>6.5</td><td>2.5</td><td>9.3</td><td>45.9</td><td>16.2</td><td></td><td></td></tr></table> 出典：「平成18年度決算検査報告」（会計検査院） （注3）国税庁統計情報（平成22年）より算出。 （注4）「平成22年度 生命保険に関する全国実態調査」（生命保険文化センター）											相続財産全体	内訳						債務等	相続税額	現預金等	死亡保険金等	退職手当金等	有価証券	土地等	その他	価額(千円)	212,111	41,560	13,747	5,248	19,661	7,301	34,594	25,299	20,667	割合(%)	100.0	19.6	6.5	2.5	9.3	45.9	16.2		
		相続財産全体	内訳						債務等	相続税額																																				
			現預金等	死亡保険金等	退職手当金等	有価証券	土地等	その他																																						
	価額(千円)	212,111	41,560	13,747	5,248	19,661	7,301	34,594	25,299	20,667																																				
割合(%)	100.0	19.6	6.5	2.5	9.3	45.9	16.2																																							
前回要望時の達成目標	不慮の事故等に際し、遺族の生活資金の保障を一層高めることにより、国民生活の安定に資すること。																																													
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	措置されていないため該当せず。																																													
これまでの要望経緯	昭和63年に法定相続人1人毎の非課税限度額が250万円から500万円に引き上げられた。 平成3年度税制改正より継続して要望している。																																													